

子家第2636号
平成22年3月9日

各 部 局 長 様
教 育 長 様
警察本部生活安全部長 様
水道企業管理者 様

福 祉 部 長

児童虐待防止法に基づく通告義務の周知について（依頼）

日頃から、児童福祉行政の推進につきまして御協力いただきありがとうございます。
昨今、児童虐待により子どもが亡くなるという痛ましい事件が続いております。

ご承知のとおり、児童虐待の防止等に関する法律により、すべての国民には、虐待を受けたと思われる児童（園児・生徒を含む）を発見した時には、速やかに市町村の児童家庭相談窓口または都道府県等の児童相談所に通告することが義務付けられています。特に、学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めることになっております。

つきましては、貴職におかれましては、虐待を受けたと思われる児童を発見した時には、速やかに市町村の児童家庭相談窓口または大阪府子ども家庭センター（児童相談所）に通告をいただきますよう、管内の子どもに関わる機関や関係団体等に対し、ご周知をお願いいたします。

なお、別添のとおり、児童虐待の通告を促すためのリーフレットを作成しておりますので、あわせて情報提供をお願いいたします。

担当：大阪府福祉部子ども室家庭支援課
育成グループ 薬師寺・神木
電話：（06）6941-0351（内2435）
直通：（06）6944-6676